

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

|   |                      |
|---|----------------------|
| <p>百四十号</p>   | <p>路<br/>線<br/>名</p> |
| <p>秩父市荒川上田野字糶屋九九二番一<br/>○地先から同市荒川上田野字糶屋九<br/>九四番七地先まで<br/>（ただし、関係図面に表示する部分に<br/>限る。）</p>        | <p>供用開始の区間</p>       |
| <p>平成二十七年九月十一日</p>  | <p>供用開始の期日</p>       |
| <p>平成二十四年二月三日付<br/>け埼玉県秩父県土整備事<br/>務所長告示第三号で告示<br/>した道路予定区域の一部供<br/>用開始である。<br/>延長五〇・二五メートル</p> | <p>備<br/>考</p>       |